

平成26年 第4回臨時会

浪江町議会会議録

平成26年10月29日 開会

平成26年10月29日 閉会

浪江町議会

平成26年第4回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（10月29日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	25

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成26年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成26年10月23日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成26年10月29日（水） 午後2時

- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地
（二本松市平石高田第二工業団地内）
浪江町役場 二本松事務所

- 3 付議事件
（1） 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

第 4 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成26年浪江町議会第4回臨時会

議 事 日 程 (第1号)

平成26年10月29日(水曜日)午後2時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第56号 工事請負契約の変更について(請戸共同墓地整備事業造成工事)

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
総務課長	佐藤良樹君	津波被災地対策課長	安倍靖君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
書記	柴野早苗		

○議長（小黒敬三君） 東日本大震災から、3年7カ月が過ぎました。平成26年第4回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人です。

定数に達しておりますので、平成26年第4回浪江町議会臨時会を開会いたします。

(午後 2時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第56号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） 議案第56号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、請戸共同墓地整備事業造成工事について、工期延長に伴う変更契約を行うものであります。現在の契約工期は平成26年3月19日から平成26年10月31日ではありますが、平成27年3月20日まで延長するものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは議案書に基づきましてご説明を申し上げます。

議案第56号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年浪江町条例第18号）第2条の規定に基づき、下記のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成26年10月29日提出、浪江町長、馬場有。

1、契約の目的、請戸共同墓地整備事業造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北館ノ内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億9,332万円（うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額1,432万円）。

5、契約の相手方、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。

横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、変更前、平成26年3月19日から平成26年10月31日まで。変更後、平成26年3月19日から平成27年3月20日まで。

続きまして議案第56号資料をご覧くださいと思います。理由書でございます。

工事名、請戸共同墓地整備事業造成工事。理由、震災後の復旧工事の増加や本格除染の開始により、深刻な人手不足が続いており、作業員の確保が計画どおりにできず工事の遅延を招いている。横山建設をはじめ下請、関連会社とも震災後の避難等により退職する方や復職せず除染作業など他の業種へ転職する方が多く、人員不足となっている。特に、作業現場を指揮する班長や型枠工等の職人の確保が困難となっている。他に作業員の確保を試みているが、避難指示区域内の作業のため被ばくのリスクを恐れ断られたり、近隣町村

への宿泊所の確保を条件とされるなど困難を極めている。作業時間についても、避難指示区域内のため立入り時間が制限されていることや遠方より通勤している方が多数であり、通勤時間がかかるなど作業時間が限られている。また、作業時間の延長（残業）もできない状況である。以上のような状況により当初予定の工事工程に遅れが出ており、遅延分を回復することも困難な状況であるため。

変更内容でございますが、工期変更前、平成26年3月19日から平成26年10月31日まで、変更後、平成26年3月19日から平成27年3月20日まで。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

○議長（小黒敬三君） ここで、産業建設常任委員会開催のため休議いたします。産業建設常任委員会を2階中会議室2で開催しますので直ちにご参集ください。担当課長につきましても出席の方よろしくお願ひします。本会議を午後2時30分から再開しますので、それまで常任委員会のほうの議題よろしくお願ひします。

（午後 2時06分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 2時30分）

○議長（小黒敬三君） これより、議案第56号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）の質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） まず議案第56号、非常に残念であります。

7月23日、第2回臨時会がありまして、その際に工期延長が10月31日までということで、その理由としてちょっとメモをしてきましたが、資機材や人手不足が続く計画どおり進まず、また建設資材調達に支障をきたしたためというような主な理由でした。つまり、きょうの理由書の理由とほとんど変わらずに、きょうの理由はそれに対して肉付けをただけだと、そのように私は感じております。

そこで、そもそも論になってしまいましたが、第2回臨時会の時の変更について、つまり工期延長について、なぜ10月31日というような設定をしたのか。もう少し諸般の事情を鑑みればもっと長い期間を工期の延長をすべきではなかったかと思いますが、この点についてまずお伺ひいたします。

また、第2回臨時会可決後どのように工事進行に対して町側とし

てどのように管理をしていたのか、現場も含めてその点についてお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） まず工期の設定でございますが、前回の変更にあたりまして7月でございましたので、7月からの残工事の内容、それからその当時の資材の調達状況あるいは作業員の確保の状況といったものを請負業者から出していただきまして、それに基づきまして工程等の協議をいたしました。工程については、甲乙協議のもと行うということでございますので、その際出てきた工程に基づきまして設定したものでございます。

更には、その後の工程管理につきましては、月2回ほど工事現場で工程会議を開きまして、工程表に基づき進捗状況の確認をしながら工事の施工にあたってきました。その中で、常に人員確保が難しいという報告ありましたが、作業時間、作業員の増員にできる限りの努力をするようにというような申し入れをしてきたところでございます。

○議長（小黒敬三君） 7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） 今後、復旧関連工事が増えることが想定されます。こういうような工期の延長に対して、二度とあってはならないと、非常に加速をさせるためにも悪い例を作ってはいけないと思います。

工事契約浪江町工事請負契約の約款第9条について、監督員について触れております。この監督員というのは町側が置けるということで、例えば工程の管理、立ち会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査と、これは第9条の第2項（3）に書いてあるわけですが、先ほど課長答弁では月2回現場会議をしたということで聞きましたけども、この監督員について今回の工事請負契約の締結段階で監督員は置かれたのかどうか。また、今後こういった工事については監督員を置くべきと思いますが、その点についてどのようにお考えかお伺いいたします。

更に、この整備造成工事の完成を待ち望んでいた方々がおります。つまり、津波により墓地が流出された方々、また津波によって亡くなられた方々の遺族、こういった方々に再度の説明が必要と思いますが、どのように丁寧な説明をされるのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではお答えいたします。

監督員につきましては、津波被災地対策課の職員を指名してございます。町の公共工事につきましては、常に監督員の指名というこ

とで監督員を設置はしてございます。

更に、墓地申し込み者に対する周知ということでございます。これにつきましては、関係する行政区長さんとも相談しながら、お知らせ工事、11月には皆様に改葬手続きのご案内ができるということをもつて周知してございましたので、その手続きが工事の遅延に伴って遅れるというようなお知らせを行政区長さんと相談しながら、今週の月曜日ぐらいに届くように先週末にお送りしたところでございます。

なお、このあと聞くところによりますと行政区の役員会とか臨時総会とかなんか予定されるということもちょっと聞いておりますので、そういった中で丁寧にご説明していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 7番、山崎博文君。

○7番（山崎博文君） 今課長のほうから監督員を置いていたということですが、私から言わせれば業務怠慢だと、しっかり管理していなかった結果がこうなってしまったと思います。

つまり、執行者の長である町長にも管理監督責任があると思いますが、これは町長のほうに答弁いただきたいと思いますが、これらの点についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今お質しのとおり責任者として十分お話を聞いて反省はしております。そういうことで、今後はこのようなことがないように再発防止について更なる検証をしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

15番、三瓶宝次君。

○15番（三瓶宝次君） ただいま山崎議員のほうから質疑がありました。私も同様の考え、思いを持っておりまして、何点か質問させていただきます。

先ほどの答弁で町の管理責任のお話がありました。十分担当者を置いて工程管理も万全を期してやってきたという答弁であります。私はそうは思えない。やっぱり管理責任が問われて当然だというふうなことを感じております。

それと、そういう中で、当初5カ月工期の期間をとって入札にかけたわけですが、結果的に2カ月の第1回の工期の延長をしまして10月31日までということになります。この間、我々が説明を受けた内容からすると十分に間に合うと、工期が10月末に設定しても間に合うと、そういうお話でした。それで、その直後、果たして2カ月の工期延長でできるのかということをおなりに疑問に思いまして、

実は現場に行ってきました。その時8月23日であります。全く土盛りしただけで全く形になっていない。それを2カ月の工期の延長で果たして完成するのかどうか、この点については現場を見まして非常に疑問に思いました。

それと、このお墓の完成を待ち望んでいる町民がだいぶおります。区画は400区画ということですが、そういう方への対策をどうするのかということで尋ねたところ、お盆に8月は予定どおり抽選をして応募者を決定して引き渡しできるようにしたいと、それについては十分対応はできるというふうなことでした。

更に、今回なお再度の期間の延長というのは異例の措置です。私は工期延長について覚えては、1回くらいは普通入札工事工期延長やむなしということで経験はありますが、再延長というのはほとんど覚えありません。そういうことからまずして行政の管理監督、工程管理が十分なされているとは思えない。

それと、やはり震災を理由に人手不足、資材不足、それからリスク管理、放射能というものを述べておりますが、こういうことは当初から予想されていた範疇です。当然それは範疇に入れて工期の設定を提案したと思います。そういうことからして、まずその理由だけではないだろうというふうに見ております。

それと、工期の延長するに当たって当初2カ月、今回は5カ月再延長ということで提案されました。通常であれば5カ月第1回に工期の延長、再延長ということがやむなしという事態が発生した場合には逆に2カ月くらい、全く逆転しております。こういうことから考えて、工期の設定について十分行政側のチェック、管理監督が万全であったかどうか全く疑うところであります。業者のあるいは外的な要因を理由とした工期延長の提案であります。行政としての管理監督を含めたものと、それから当初入札時、示した設計書に基づく請負契約があるはずで、それがその後、設計の変更本当になかったのかどうか。細微な変更については通常あるにしても、なんか別な要因があったのかなというふうに推察するわけです。そういう意味から正直にやっぱり行政の管理監督も含めて検証をして再びこういうことが起こらないようにしっかりと対応する環境作りをする必要がある。しかも、これから復興事業が多く出てまいります。今後のためにも、その辺の行政の管理監督、それからこれらに対する対策についての体制整備をきちんと職員の配置も含めて考える必要がある。その辺の総合的なこういう問題についての対策あるいは行政の姿勢として十分であったかどうか、その辺の問題点も含めてご答弁お願いしたいと思っております。

それから、設計変更は全然ないんだと、当初の設計通りだったということを知っていますが、果たしてそうであったのかどうか。別に要因がなかったのかどうか。その点について答弁いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。今、第1回目の変更、それから第2回目の変更を含めて、それらの管理について適切であったのかと、それから再発防止についてどういうふうにするんだということだと思えます。

それで、まず最初に申し上げておきたいのは、まず今回の背景というか今置かれている状況ですけれども、今回の東日本大震災で現実的には請戸を中心にする浪江町の海岸線が津波で全部やられました。そういう中で、多くの町民を失ったわけですが、それから現実的には墓地も流出してしまったという中で一日も早くお墓を作って肉親の霊をおまつりしたい、それから先祖の霊をおまつりしたいという町民の思い、それをなるべく一日でも早く実現をしてやろうということで、実はこの工事が計画されスタートしております。

このことについては、現実的には今議員が質問したようにどうだったのかということはありませんけれども、現実的にはそういう中で計画をして、設計をして、そして入札に付して落札者があって今工事を施工しているという状況にあります。ですから、その中では発注者の我々もそれから実際に請負者として手を挙げて落札をして施工に臨んでいる会社にしても、やっぱり一日でも早く答えたい、やってあげたいということの思いはみんな一緒だったんだと思えます。ですから、そういう中で、前回、まさに今回の説明と前回の工期の延長の理由が全く同じじゃないのかというのは、理由はまさに同じようなものが書かれているわけですが、それらを踏まえて今我々が置かれている実際の状況、事情というか、これが私も土木の工事に三十数年携わってきましたけれども、そういう経験の中でも全くないような大変な事情がいっぱい状況が出てきています。

少しその辺をつぶさに、もう私が感じている部分から言いますと、例えばダンプカーで土を運ぶなんてことをやる時には、ダンプカーを調達して運ぶことになるわけですが、今回の実際どうなったかという、受注者が受注をして工事を始めようとして土を運ぶためにダンプカーを手配始めた時には、現実的には除染工事それから県が発注している海岸なんかの大規模工事のほうでほとんどのダンプカーは全部抑えられている状況に現実的にはありました。現実的にはそれでも足りなくて、結果としては他県からもダンプカーかなり入

ってきていますけども、それに対して我々の受注者はその中から自分がいままで使っていたダンプカーの人達に声をかけて決まっている中からやり繰りをして集めざるを得なかったというのが状況一つあります。

それから、資材等についても当然設計変更、前回の設計変更の時にも残った工期だとか資材の調達状況なんかもその時点までであったことは事実として判断したことはあったわけですが、現実としては具体的に今つぶさに精査してみますと、生コン工場をも含めてですけども、資材工場も大型工事で全部工程がもう全部びっちり組まれて、そういう状況の中に我々のある意味では少量の製品を作ってくれというような注文になるわけですが、それらが突っ込んでいって、それらの工程調整それらで調整というか調達をせざるを得ない。

それから作業員の話は、今説明書の中にも書かれていますけども、いろんなことが起きています。

それと、あともう一つは、我々の今回の設計計画の中身ですが、中身自体も結果としては非常に特殊な設計になっています。というのは、皆さんご承知のとおりあの現場は埋蔵文化財があることがはっきりしている場所です。そのために、どうしても埋蔵文化財に触るとすれば、埋蔵文化財の発掘それから調査記録等の時間を要するということになります。そのために国の関係機関とも調整した時に、切土をするということであれば埋蔵文化財の法的手続きはすべてやってもらわないとだめだということで、やはり一日も早くやっぱりお墓を早く提供したいということであれば、埋蔵文化財の手続きをやらない方法は何かということを探索した中では、切土を全くしないで盛土ですべて、埋蔵文化財のものは全く傷をつけないで施工するのであれば大丈夫だというようなことのお答えもありまして、今回の工事の内容は実はすべてが盛土です。通常であれば、あそこの緩やかな南斜面のところですから、元々ある固い地山を一部切土して掘削をして、その土をもって下側の低いところに盛土をするというようなことをすれば現場の中だけで、ある意味では狭い範囲の中で工事を進めることもできたわけですが、そういうこともできなくて、盛土全体で盛土だけで計画をしたというようなことも現実的には今から考えれば時間が必要になってきたということもあります。それから盛土ですから新しく土を持ってきてそれを盛ってそれを締め固めてということですから、地山よりは非常に柔らかい状況の現場です。すべて。

○議長（小黒敬三君） 工事の分かっている説明はよろしいので、監督責任の件と設計変更があったのか、あと工期の延長の仕方がどうだ

ったのかという質問がありましたけども、そこに端的に答えてください。

○副町長（檜野照行君） 分かりました。

今時間とらせていただいて、背景ずっと説明をさせていただきましたが、そういうことが積み重なった中で業者にしても我々にしてもある程度前回の変更時点で、まず残工事について経験的にはこのぐらいでできるだろうということで提示もされた必要な工期を実はもって変更したというのが事実です。

それから、設計についても単純に言えば400区画のお墓が現実的に当初から400ですし、現在も400そのとおりであります。ですから、設計上それから内容的には変わった部分はないわけですが、現実的に判断をするための経験というのが、我々のいままでの経験が残念ながら通用しないような特殊な事情が現実的には目の前に現れてきたとそういうような中ですから、監督業務という部分についてもそういう状況の中で業者と監督員が盛んにやりあって、遅れていることについて取り戻すにはどうするんだということを盛んにやった結果、前回の業者からの回答では、これだけの期間をとってもらえればやってみるということで合意に達して変更をしているという状況もあります。ただ、今結果としてはそれらの経験が生かされないとか、それで判断できないような、そのぐらいやっぱり過酷なことが実際に起きている。それらに対して今後我々も今後の復旧復興も当然やっていくということであれば、今起きていること自体は誰がいいとか悪いとかということをやっぱり求めるのは非常に酷なのかなということ、我々としては総合的に判断をして今回の提案になっておりますので、その辺はどうかご理解等いただいて判断をお願いできればということでもあります。

以上、説明だらだと申し訳ありませんでしたが、以上です。

○議長（小黒敬三君） 15番、三瓶宝次君。

○15番（三瓶宝次君） 現場の状況については確かなかなか大変な状態の中で工事を進めなくてはいけないということは分かりますが、この延期の理由です。外的な要因いわゆる世間の今回の震災によるこういう事態は各業界、建設業界特にこういう状態を迎えて実態としてあります。ですが、こういう状況も外的な要因を100%の理由に挙げているわけです。そうじゃなくて、行政の管理、工程管理も含めて、その辺の工期の設定についても非常に我々理解できないような設定の仕方、議会に対する提案をしてきているわけです。このことについて、行政の責任あるいは義務こういうものが内在している。大いにこの件については、今後このようなことのないようにし

てもらいたいし、そうしなければ復旧復興は順調に進んでいかないということでもあります。その点を指摘しておきたいと思います。

それと、設計変更があったのかないかということで、ないということ聞いておりましたが、本当は工事着工するにあたって設計どおりかないで相当期間着工できない状態の空白期間があったということのをうわさに聞いておりましたが、実態としてはそういうことがあったのかどうかということです。

あともう一つ、再度の延長、工期の延長が提案されております。この理由からみれば当然ながら業者に対するペナルティというものがあると考えられる。あるいは、通常であればこういう事態が想定されるわけですが、今回の場合にはどのように考えておられるのか、これについてご説明いただきたい。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、最初の工期の設定がどうだったかという部分について私のほうからお答えをしたいと思います。これについては、先ほども少し説明しましたが、早くやっぱりお墓を提供したいという中で、はっきり申し上げますと標準工期といわれるようなものを大きく割った短縮した姿で発注をしています。これは事実です。ただし、これはそういうことで設計書を作って、それを縦覧して応札者を募ったということでは、この設計の中身でこの工期の設定で応札者がいますかという設定の中で応札者が出たということでは、我々が短縮したのは間違いありませんけども、その時点ではそれで成立したというふうには、それで実際は工事が始まったわけですから、最初の工期の設定は間違っていたというふうには我々は感じては、理解はしておりません。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 続きまして、今回の工期延長に対する受注者側の処分があるのかということに対してでございますが、工事請負契約約款第21条に乙の請求による工期の延長について規定がございます。この中身につきましては、乙は天候の不良または第2条の規定に基づく関連工事の調整の協力、その他乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない時につきましては、その理由を明示した書面により、甲に工期の延長変更を請求することができるというふうになってございます。

今回、この規定に基づきまして請求がありまして、請求理由及び現場等確認、更に甲乙協議の上、工期の変更が必要と判断しまして今回議会の承認をいただきたく上程しているものでございまして、受注者側の工期の延長にかかる処分というものはございません。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは工事発注後、着工が遅れているようなことをございました。請負業者が工事受注後、設計図書等で不明な点あるいは確認したい点があるということをございましたので、工事監督員と立ち会いの下、調整する期間が若干あったということをございます。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 契約変更の案件について若干質疑をしたいと思ひます。

いろいろやりとりがありましたけれども、責任論という点から考えれば、私は落札業者の責任もあると同時に、再度に渡って、しかも大幅の工期延長の議案を提案せざるを得ないという点から考えれば、工事管理に対する町の責任も明確だと思ひます。そのこのところははっきり指摘をしておきたいと思ひますが。その上で、今のいろいろやり取りがありましたけれども、工期の設定に私はやっぱり問題があったのではないかと考えます。副町長の答弁も含めて工期の設定そのものについては問題ないという答弁がありましたけれども、当初の計画からすれば8カ月の大幅延長でしょう。これは、あれこれ理屈を述べるまでもなく、工期の設定に問題があったのではないかと私思ひます。その点で、改めて町はどう判断されるのかお答えをください。

それから、再延長について7月の臨時議会で資材とか人手とか様々な工事に関する基礎的、基本的な部分で問題はないのかということについては、それは問題ないという答弁があった上で敷地造成について、町側としては現在もこういう立場で管理しているという答弁がありました。ちょっと読んでみますから。「まず敷地造成工事についてでございますが、盛土材を搬入してからの敷地造成盛土でございますので、その辺に関しましては事業者の現場代理人あるいは町の工事監督員、それぞれ各工事の過程において綿密な打ち合わせ、更には現地確認を行ひまして、工事に支障のないように町は進めているという答弁なんです。姿勢としてはそうだと思ひただけけれども、第1回目の工期延長について、これまでも綿密な打ち合わせをして工事管理はしてきたという答弁をしながらも延長ということになったわけですから、問題はやっぱりはっきり言うと津波被災対策課長が、こういうふう述べてきたことについて、実際の管理と食い違いがあるのではないかと。町側としての工事管理について大いに反省すべき問題があるのではないかと、その点についてどう考えるかお尋ねしておきます。

それから、第3点は、きょうが工期延長の議案が上程されています。しかし、町としては、きょうの議決を経ないで墓地の申し込み者に対して工事の延長のお知らせを出していると。これ課長が来週の月曜日頃までは延長の通知をしたいというお答えもありましたけれども、実際は議決前に延長のお知らせをしているのではないかと。この工事、この工事って石碑施工の工事業者にも話を聞いてきました。私のところにも工事延期のお知らせがきていますということでしたから、文書できていますということですから、これはやっぱり議会との関係で言えば甚だ遺憾だと私は思うんですが、そうした事実があるのかどうかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えいたしたいと思います。

まず最初に、工期の設定が問題あったんじゃないかということですが、結果として再延長が必要になったというのはもちろん事実ですからそれは今は取り戻せないことですが、先ほど時間をとらせていただいて少し背景も含めて説明させていただきましたけれども、やっぱりなんとかして早くやりたい、早くしてあげたい。それから業者にしても監督員にしても、知り得る自分の知識それぞれのやっぱり技量を最大に使ってその時点時点で判断をして、それを踏まえてここに至ってしまったわけですから、工期の設定は当初も含めて先ほど三瓶議員にも説明しましたけれども、工期自体の当初の設定自体は標準工期を割って短い設定をしてこれでできないかということで設定をして入札をして工事に臨んだというのは間違いありません。

ただ、これは先ほども言いましたけれども、業者にしてもこれでやっぱり努力してやってみようということで応札者も現れたということで、このことについては、ただ、今になってみれば、そんな無理をしないで、みんながこういう状況の中でそういう工期を設定できなかったかというのは当然にありますので、今後我々はこの工事が一つ大きな教訓になって今後の復旧復興に向かって工期などを設定する時にはその辺も含めて、それから実態、業者なんかからもしっかりと実情を聞いて、それらを踏まえて設定しようということは今実は考えておりますので、その辺の改善については当然にこれは図っていくつもりでおります。

それから、再延長に至った時に、前回の答弁はまさに現場代理人と監督員が綿密に現場のこともつぶさに常に打ち合わせしながら進めているので大丈夫だという回答があったと、それはそのとおりでして、今も我々とすれば当然にそのようにやる必要がありますし、

そのようにやっているということで日々過ごしているわけですが、ただこれは繰り返しになりますけども、そういう判断をするにしても、やっぱり経験がないような大変な状況です。ですから結果として、うまくお前らやっぱりできなかつたんじゃないのかという点については結果は出ていますので、それについては我々は今後も踏まえて、当然に反省をして、それから体制を立て直すところはしっかりと立て直して、それから強化すべきところは強化をしてという部分については、我々、今後できる限りやろうということで内部では検討を今始めています。ですから、そういう意味で再延長に至った前の答弁との違いはあるんじゃないかということではありますが、それについては、取り組む姿勢としてはまさに同じ姿勢で、前も今も同じですけども、ただ我々がその時に判断をしていた判断の材料というか経験というか、それらよりも超えるようなことがあったというふうに今つぶさに反省をしております。

それから、きょう議案を提出しておきながら墓地の使用者に対して工事の延期みたいなことのお知らせしているのではないかということがありますが、これについては今回ここで工期を延長するというのではなくて、現実的には墓地の使用については前回の工期の変更がありますので、そのあとで実際には墓地の抽選等もやって使用者も全部決まっています。それから、その後の必要な工程等についても実は行政区長さん、それから使用者にも抽選会等の場で説明をしております、いつ頃になったら皆さんが実際にお墓に工事に入れるよとかですね、墓地を建てる個人個人の工事がいつ頃できるというような説明もしていました。それに対して今現場誰が見てもああいう状況の中でそれが遅れるというのが分かっていますので、その遅れることについて地元の行政区長さんと打ち合わせをしております、その中でそれは現実的にできないのであればやむを得ないので、それについてはしっかりと説明して欲しい、連絡もして欲しいということで、それについて遅れて、前いついつまでに皆さんお墓の工事始めていいですよって言っていましたが、それよりも現実的には遅れることになったという、その遅れているお知らせをしていることは事実であります。これは、ですから今回の工期変更がなされるそのケツがという意味ではなくて、住民との間で並行的にやってきた約束ごとについてやっぱりお知らせをする必要もありますので、情報を出す必要がありますので、そういう意味で連絡をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 大きな立場から言えば、全町避難をして、言葉

でもあるいは文字にしても表現しきれないほどの様々な困難があるというの私分かっています。その中でご苦勞もされているということも分かっています。しかし、議会の立場から言えば、今回の問題について、それはやむを得ない、しょうがないというだけでは議会としての責任はやっぱり果たせないというふうに思いますし、ある業者からもそのことは指摘されましたので、敢えて私は一步踏み込んで質問しているわけですけど、そこは町の立場も分かりますけれども、正すべきところは正すということでないで、先ほどもお二人から今後の復旧復興に関わる問題だということですので、十分質問の真意を受けとめていただいて正直なお答えをいただきたいというふうに思います。

工期の設定については、今後改善するという表現ですから、無理があったかなという町の判断もされているようですけれども、副町長の答弁から言えば、この条件で応札したということですから、基本的には町には工期の設定には問題ないということになってくると思うんです。責任論ここであれこれやり取りしていてもしょうがないので、応札はしたというものの、再度に渡っての工期変更ですから、やっぱり工期設定に問題あったということは素直にお認めになったほうがいいのではないかとこのように思います。これが第1点。

それから、臨時議会の答弁との関係でどうだったんだという質問をしました。いろいろお答えになりましたけれども、今後体制も強化すると、判断を超える状況下に置かれてはいるんだけれども、今後体制を強化するというお答えもありました。その点で先ほど町長は再発防止についても検証するというふうに言われました。今後の課題ということにはなるわけですけども、体制強化も含めてどのように再発防止を、工期の再延長を議会に提案するにあたって執行者側は再発防止について現時点でどういう検討をされているかお答えいただきたい。財務規則の132条には、監督または検査の委託という条項もあるんです。だから現在の職員体制で、もし無理だとすれば、財務規則によって体制強化していくということも必要だと思うんです。その上で、なぜ今回これほどの大幅延長になったのかということについて、町は問題の本質について検証すべきだと思いますが、いかがされるかお答えください。

それから、議決前に関係者に工期の延長についてお知らせしたことについてどうなんだという質問をしましたけれども、お知らせは事実であるというふうにお答えになりました。しかしそれは住民との信頼関係もあるので町としてはお知らせをしたのであって、決して議会軽視ではないという趣旨の答弁されました。そこで、どうい

うお知らせをしたのか、業者に対してのお知らせと、それから関係者に対するお知らせの文書を答弁に、いや質問に答えるためにも、その文書をお示しいただきたいと思います。

以上で再質問。

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。
(午後 3時19分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 3時22分)

○議長（小黒敬三君） 文書配付のため暫時休議します。
(午後 3時22分)

○議長（小黒敬三君） 再開します。
(午後 3時23分)

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それではお答えをしたいと思います。

工期について、問題があったと認めるべきだという指摘ではありますが、温かい指摘だと思います。現実的に、結果として甘かったと言われれば結果はそういうことだと思います。思いますけど、これは先ほどから何度も繰り返し申し上げて本当にくどいようなんですけども、やっぱり私の経験からしても、これをやっぱり最初から予測するという事はなかなか困難な状況にあったと思います。現実的には標準工期、この金額の標準工期でいうと280日ぐらいですから現実的には。そんなことも踏まえて、ただし最初の意気込みはそういうこともあって、ただ結果として言われれば、潔くと言われればそうですが、これは結果ですからそれはそのとおりだと思います。

それから、体制の強化については積極的に内容の提案もありましたけども、今我々が今考えているのは監督員そのもののしっかりと位置付け、それから強化というのは監督員は何をやるべきかということ一つやっぱり立て直す必要があるので、監督員のやっぱりしっかりとした規定は必要なのかなというのを考えています。

それからもう一つ、これは私従来から内部的には提案しながら今やっていたけども、外部から監督員の外部委託もできますので、それも今視野に入れて現実的には検討しています。ただ、受けるところが今のところ県の外郭団体が一つだけあるんですが、それ以外

にはないということもありまして、そちらのほうの人員的に出せるのかどうかも含めて、これは検討したいというふうに考えています。やっぱり専門家どうしても必要な部分は間違いありませんので、これは今から育てるなんてことでは間に合わないので、そういう外注も今回の場合は検討の中では考えております。

それから本質的に二度も延期になったということはどうなんだということですが、これは先ほど工期延期に問題があったのかというところで答えたと同じようで、本質的にはですからこれだけのものを私自身もそうですが、見抜けるようなそういう経験までもなかったというぐらいにやっぱり大変な状況なのかなと。ただ、なんとなくお互いに今の大変だ大変だいう状況は、確かに今回の理由に書いたようなことも通常新聞なんかでもいわれるような言葉としては分かっていますけど、その実態がこれほどまでだというのはやっぱり現実的に今ひしひしと気が付かされておりますので、それらを踏まえて二度とこのようなことが起きないようにその辺の本質をしっかりと今の置かれている状況、それから周りの実態それらも踏まえて、なるべくそういうことを踏まえて対応したいと考えております。

それから、お知らせの内容については課長のほうから説明をさせます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは重要なお知らせということでお手元にあると思います。

業者のほうから工事延長願いが来まして、実は22日に一応工事の延期ということで協議が整ってございます。同日、臨時議会というか議会のほうに今臨時議会のほうの要請をしたわけですが、その後、区長といろいろと協議しまして、この日付にもあるように24日、二日後ですがやはり墓地申し込みに関わっている方々に至急お知らせをしたほうがいだろうということもございまして、区長と相談してこのような文書を送らせていただきました。

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 最後の議決前の事前のお知らせについてだけ質疑をし、指摘をしておきたいと思います。

確かに関係者との関係では遅れに遅れてきているので、町としてはやっぱりお知らせをすべきだというふうに考えてそうしたというのは、立场上立場として分かります。分かるけれども、ではなんのための工期延長のための臨時議会なんだということになると、これはまた議会の立場からするとやっぱりはっきり物申さざるを得ないわけです。今課長は10月24日付で重要なお知らせをしたと。だか

ら申し込み者様ということですが、これと同じ文書を業者にも送ったということなのかどうなのか。その上で、この文書のポイントは、ゴシックで印刷されていますけど、皆様へ墓地使用のご案内ができる時期は、工事完成後の平成27年4月上旬を予定しております。オープンの時期についてですけれども、要するに今度の議会で3月20日まで延期をするということですから、議会に今工期変更、工期延長の上程をして議案審議をしているのにも関わらず、10月24日付で関係者にこういうお知らせをしたということはやっぱりこれは議会軽視と言われてもこれは否定はできないんじゃないかと思えます。提案者の町長として、そのことについてどういうふうに認識をされているのかお尋ねします。

その上で、特殊な事情ですから、町の立場も分かりますけれども、第1回目の工期延長は10月31日です。きょう何日ですか。10月29日です。直前に議会に対して工期延長の提案をするというのは、二重三重というふうに言ったらいいのかわかりませんが、いったい執行者は議会に対してどういうお考えなのかなと思います。こういうことはやっぱり改めるべきだということも含めて、提案者である町長のほうからお答えをいただきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

議員お質しのとおり、前後した形の中でこういう整備工事の遅延ということでの重要なお知らせを作ったことに対しては、大変議会の皆さんには申し訳なく思っております。そういうことを踏まえながら、今後はこういうことがないように、ぜひ改めて執行してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解を賜りたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

1番、渡邊泰彦君。

○1番（渡邊泰彦君） 今非常に厳しい議論の中で、私も大変勉強になったなと思って今聞いておりましたが、私は逆に今回の議案の上程において、工期が平成27年3月20日になっていますが、これもちょっと厳しい日程ではないかなと私は感じております。ここ浜通りの状況をみますと、建築、建設、土木においては、最近も私のちょっと個人的なあれなんですけど、ちょっと家を建てておまして今月31日に完成予定ということだったんですが、2カ月くらい遅れているんです、実は。現実そういったものが浜通りはこの工事をやる以前から厳しかったんですが、更にこの工事が始まって、また半年以上過ぎてますます厳しい現実になっているんです。その中で3月20日

という確約といったらおかしいんですけど、それは裏付けとして、きちんと業者とそういった資材関係、もちろん人足関係そういったものの裏付けをとって3月20日の工期を決めたのかどうか。というのは、ちょっとこれ3月20日だめでしたと、やっぱり5月20日になりましたということは、今度はちょっといくらなんでもというところがあるんで、この3月20日これちょうど年度末だからちょうどいいやみたいな感じで決めたのであれば、もうちょっと考えて裏付けをとって日にちを出したほうが、のちのちいいのではないか。もしこれができるというのであれば、私はそれで結構だと思いますが、その辺ちょっとお答えください。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。

そうですね、二度あることは三度あるというふうにいわれますから、大丈夫かというのはそのとおりで、これは業者ともじっくり話をさせていただきました。それから、資材も実はすべて現場に搬入したことも確認しました。現実的には、ただ天候とそれから人手の話が現実的には。ただ、多分皆さん、ここに二、三日、現場見られると気がついたと思いますけども、実は浪江の業者みんな力合わせて今現場対応やっています。すべてみんなで力を合わせてあの現場を仕上げるということで始まってまして、それらも踏まえてこれからの天候のことも踏まえて、それから盛土であるということも踏まえて、それらを踏まえて十分に考えさせていただきました。ですからこれは、確約かといわれると1回やって2回やって3度目なんで、私これはかなり厳しい本当に質問なんですけども、そのようにみんな判断をして決めさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

2番、佐々木勇治君。

○2番（佐々木勇治君） この理由書なんですけど、大体納得できるんですけど、下から5行目の「遠方より通勤している方が多数であり通勤時間がかかる」などとの理由は工事再延長と何の関係があるのかと。まず1点で、今現在で工事はどの程度進んでいるのかお伺いします。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、遠方からの通勤ということでございますが、工事遅れを取り戻すために作業時間の延長等も考えてございます。ただ、今中通り、いわきからだと大体2時間とかかかりまして、やはり朝の早朝7時からあそこは公益立入り7時から入れますが、7時にここまで来るということは5時とかそ

ういった時間に向こう出てこなくちゃいけないということで、なかなか通勤時間を考えるとなかなか早朝の早出とか遅番、遅くとかそういうことができないために工事の遅れを取り戻すことができないといった理由でございます。

それと進捗状況でございますが、業者からの工事の進捗状況報告をいただいております。それによりますと、10月7日現在で60%ということをお知らせいたします。

○議長（小黒敬三君） 2番、佐々木勇治君。

○2番（佐々木勇治君） 参考までにですけど、私の知り合いは会津から来ている人がいて、あとは宮城県の亘理から来ている人がいますんで、参考までにお願いします。

○議長（小黒敬三君） その他質疑ありませんか。

10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） きょうの臨時議会の日程の日取りが工期期限の10月31日の3日前、2日前というんですかねですけども、なぜ今まで、この以前にこの臨時議会を開いて初めに議会に報告しなかったのか。産建の資料を見ますと10月7日時点で先ほども言ったとおり60%というような工事進行が確認されているんですけども、その時点で20日ぐらいしか残っていないと思います。その時点で、もう既に分かっていたかとは思いますが、なぜ今になって急に臨時議会になって、その以前にやれなかったのか。というのは、月2回の工程会議を開いているのであれば、その前に、もう何パーセントだからもう10月31日は無理ですよと、普通ですよというように理解するんですけども、何のための工程会議だかというのが私にはちょっと分かりません。大雑把に言えば、このぐらいできました。こうですよ。そのぐらいであれば、もう以前にもう10月無理なんですよということを10月頭にでもこういう会議があつてしかりのかなと思いますけど、その辺はなぜならなかったかをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えします。

指摘される懸念は全くそのとおりだと思います。これは今回は私どものほうの判断が非常に迷いました、はっきり申し上げて。理由もそうですけども、契約約款のどこを当てはめるかということも踏まえて、実際には前に必要だといった分の工期を延ばして契約をして工事をやっていた経緯もありますし、その辺も含めてどういうふうにすればいいのかなというのは一つの方法としては十分な工期を与えたはずなのに工期内に完成できないというのは契約違反という判断もできないことはないというようなことも踏まえて、それから

私どものほうの監督員が今まで日々やってきたことも踏まえて、それで今回は実は私だけでも判断できなくて、役場の中の経験している課長さん等も現場たくさんいますのでみんなで検討しました。そんなこともありまして、言われるとおり山本議員が正に言われるとおり直前になんでなったんだかというのは、そういうことで非常に時間を要してそのために遅くなりました。これもやっぱり反省の大きな一つであります。でありますけども、10月の初旬に気が付いてそこからの話でしたので、結果としてそういうことで直前になって非常にこの点については申し訳ないと思っております。かかることのないように、今後その辺は心したいと思っておりますので、どうぞご理解のほどをお願いしたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 10番、山本幸一郎君。

○10番（山本幸一郎君） その上でなんですけれども、今浪江町も浪江の本庁舎とこの二本松事務所ということで二つに分かれています。副町長は先ほども自分で仰っていましたが、三十何年間の土木のベテランだというふうに言っています。やはり大平山というのは、今請戸地区のほうに見学にくる方多いんですけれども、戻ってくる時によく目立つところです。あれだけ目立つところの進捗状況がよく理解できないというのは、そのぐらい浪江町に行っている職員の方があまり気にしていないということなんです、私言いたいのは。あれぐらい見えるところの工事やっているとこ浪江町に一つもないんです。あれは請戸からくると一目瞭然にあそこ見えるんです。そしたら、10月の頭頃に60%なんて監督員分からなくても、多くの課長さんあたりは、いやこんぐらいできているんだけど大丈夫かとか、私はそういうような心配していない他人事なのが怖いんです。なんで、私は町長こちらにいれば、副町長みたいなベテランの方はこれから災害の復旧たくさん多くなると思いますんで、十二分にちょっと浪江町の本庁舎のほうに責任者をおいて、これからの復興に携わっていただきたいなと思います。町長も副町長は二体制でしたけども、一体制は今の復興室ですか、山本室長で大丈夫だということをおっしゃっていましたが、私はそうでないと思います。やっぱり責任持つ方がいないとやはり私はだめだと思います。

これは町長から、その辺どういうふうに考えているのかお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） いろいろ今般の臨時議会で議会の皆さんから、ご意見、ご提言も承りました。この建設工事に当たっては、やっぱりなんて言いますか、これまでの統制管理の甘さが一つの今回の工

期延長ということで教訓になったというふうに思います。従って、この教訓を生かすために、やっぱりこれから執行要領の作成とか、あるいはもちろんこの情報公開の開示は徹底的に務め上げていくということで対応してまいりたいというふうに思います。

今、山本議員お質しのとおり、やっぱりこの甘さがあったのかなという感じがしておりますので、なおいっそう職員の士気を高めるためのものをこれから考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで、議会運営委員会を2階中会議室2で行いますので、暫時休議します。

（午後 3時44分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 4時12分）

○議長（小黒敬三君） これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第56号 工事請負契約の変更について（請戸共同墓地整備事業造成工事）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎閉会の宣告

○議長（小黒敬三君） 本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第4回浪江町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 4時12分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 佐 々 木 勇 治

署名議員 鈴 木 幸 治